

令和2年度阿蘇くまもと空港ライナー運行業務に係る企画コンペ実施要領

1 委託業務名

令和2年度阿蘇くまもと空港ライナー運行業務

2 企画コンペの目的

阿蘇くまもと空港とJR肥後大津駅とを無料で結ぶ阿蘇くまもと空港ライナー（以下「空港ライナー」という。）は、平成29年度から本格運行に移行し、平成30年度には年間利用者数11万人を達成するなど、過去最高の利用者数を記録している。

空港ライナーは、その利便性の高さから全国的に認知度が高まり、県内外の空港利用者にとって重要なアクセス手段として根付きつつあることから、令和2年度においても安定運行の継続を予定している。運行継続にあたっては、利用者のより一層の利便性向上や利用者の増加につながる運行上の工夫等を盛り込んだ上での実施を計画している。

一方で、この運行上の工夫等については、それぞれの交通事業者が日頃の運行を通じて蓄積してきた専門的知見や経営環境等によって、発意される内容や実施可能な方策が異なるものと考えられることから、それぞれの交通事業者から提案される企画内容を踏まえ、本業務の受託者として最も適した事業者を特定することを目的に企画コンペを実施する。

3 業務の内容

別添仕様書のとおり。

※本仕様書に記載されている委託業務内容等は、業務の概要を示したものであり、詳細な業務内容については、より効果的と考えるものを御提案ください。

4 委託期間

令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで

※令和3年度以降については、その前年度までにおける業務実績や協議会予算等を考慮のうえ、委託期間を令和4年度まで毎年度更新することができる。

※本事業は、熊本県及び関係団体の令和2年度予算が成立しなかった場合、中止する可能性がある。

5 契約形態

委託契約

6 委託者（運行主体）

阿蘇くまもと空港ライナー運営協議会

※熊本県、大津町、熊本空港ビルディング(株)等で構成する任意団体

7 委託限度額

45,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記の金額は、提案に当たっての目安(上限)となる金額であり、契約額は企画コンペ後に別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、上記金額と必ずしも一致しない。

8 参加要件

次に掲げる条件の全てを満たす法人とする。

- (1) 令和2年1月1日現在において、熊本県内に本社又は支社を有する事業者であること。
- (2) 令和2年1月1日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに定める「一般貸切旅客自動車運送事業」の許可を有している事業者であること、又は、同法同条同号ハに定める「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を有していること。ただし、複数の事業者による合同の企画で提案することも可とする。
- (3) 本社又は支社の所在地から阿蘇くまもと空港又はJR肥後大津駅までの時間距離が概ね1時間以内であること、又はその予定であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各号の規定に該当しないこと。
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) この公告の日から受託者の選定の日までの間に、国又は地方公共団体による指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を活動の目的としていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(10) 当該法人の役員が、次の①から⑥までのいずれも該当する者でなく、かつ、次の②及び③に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ②暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- ③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

9 実施スケジュール

公募開始	令和2年1月28日（火）
説明会開催	令和2年2月4日（火）午後2時から
参加申込書（様式1）提出締切	令和2年2月10日（月）正午必着
企画提案書等提出締切	令和2年2月17日（月）正午必着
プレゼンテーション（企画審査会）	令和2年2月21日（金）※予定
結果通知	速やかに実施
見積徴取・委託契約	令和2年3月23日（月）頃
委託開始	令和2年4月1日（水）

10 説明会

日時：令和2年2月4日（火）午後2時から（30分程度を予定）

場所：熊本県庁本館6階 企画振興部会議室

（熊本市中央区水前寺6-18-1）

留意事項：説明会への参加は任意ですが、企画コンペの参加を希望される場合は、できるだけ参加してください。

11 企画提案書等の提出

（1）提出物

- ①団体概要及び受託実績（様式2） 1部
- ②登記事項証明書 1部

- ③印鑑証明書 1部
- ④消費税及び地方消費税納税証明書 1部
- ⑤都道府県税納税証明書 1部
- ⑥一般貸切旅客自動車運送事業又は
一般乗用旅客自動車運送事業に係る免許証（写し） 1部
- ⑦直近3事業年度分の決算書及び財務諸表 7部
- ⑧企画提案書（任意様式） 7部
 - ・記載内容：（4）「企画提案書記載事項と評価の観点」のとおり。
 - ・用紙サイズはA4サイズを基本とし、ページ番号を入れること
- ⑨参考見積書（任意様式） 1部
 - ・費用の内訳について単価、数量等を可能な範囲で詳細に記入する。
 - ・提案する企画に要する費用の総額は、上記7の委託限度額を超えないものとする。

(2) 提出期限

令和2年2月17日（月）正午まで【必着】

(3) 提出先・提出方法

阿蘇くまもと空港ライナー運営協議会事務局

（熊本県企画振興部交通政策・情報局 交通政策課内）

末尾の宛先に持参又は郵送のいずれかの方法で提出すること。

(4) 企画提案書記載事項と評価の観点

企画提案書に記載を求める事項等		評価の観点	
項目	内容		
基本事項	(1) 会社概要	次に掲げる事項について記載する。 ①事業者名、②本社所在地、③代表者名、④ 設立年月日、⑤資本金額、⑥従業員数及び一 般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客 自動車運送事業に従事する運転手数、⑦保有 車両数（一般貸切旅客自動車運送事業又は一 般乗用旅客自動車運送事業に使用可能な車両 に限る）	委託業務を実施するた めに必要な基本的能力を備 えているか。
	(2) 経営状況	⑧直近3ヶ年の決算状況（経常損益額）	委託業務を継続的に実施 するために必要な経営能 力があるか。

企画提案書に記載を求める事項等		評価の観点	
項目	内容		
	(3) 運行実績	次に掲げる事項について記載する。 一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の実施実績としてアピールすべき事柄（国又は地方公共団体等からの委託業務の内容を含む。）	委託業務を実施するために必要な基本的能力を備えているか。
	(4) 行政処分	自動車その他輸送施設の使用の停止、事業の停止及び許可の取消しなど過去3年間に受けた行政処分の有無、内容について記載する。	法令等を遵守し、輸送の安全確保に努めているか。
空港ライナーの運行に係る企画提案	(5) 実施方針	空港ライナーの運行を行うに当たっての取組方針、取組みの意欲等について記載する。	取組みの趣旨を理解し、積極的な姿勢が見られるか。
	(6) 運行計画	仕様書で示す空港ライナー運行計画に係る運行ダイヤ（具体例）と設定の考え方（根拠）について記載する。	空港ライナーとして、提供されるサービス水準が十分に確保されているか。
	(7) 運行上の工夫	(6)の運行計画以外の運行計画として、空港ライナー利用者の利便性向上及び増加が見込める運行上の工夫についての企画をできる限り詳細かつ具体的に記載する。	利用者の利便性向上及び利用者数増加に有効な提案がなされているか。
	(8) 運行体制	次に掲げる事項について記載する。 ①運行区間の最寄り営業所名及び所在地 ②運行のために配置する人員・車両の概要（人員数、車両数、車両乗車定員、車両年式等） ③事故発生時の対応方針（連絡体制、運行回復方法、被害者への補償内容等）	企画された運行計画内容も含めて、運行に必要な体制（安全管理面等）が措置されているか。
運行の広報に係る企画提案	(9) 広報計画	運行ダイヤ・観光情報等の周知に必要な広報として次の事項に関する企画内容を記載する。 ①基本方針 ②実施内容 ③スケジュール ④協議会との役割分担の考え方	広報計画として、十分な内容となっているか。

企画提案書に記載を求める事項等		評価の観点
項目	内容	
その他	(10) 特記事項 【任意記載】 提案者が他の提案者に対して優位であると思われる点、仕様書で示す業務内容に対する代替案等アピールしたい事項を自由に記載する。	提案者からアピールのあった優位性が、今回の運行に有益であるか。

1.2 委託先の選定方法

(1) 審査の実施

企画コンペの参加者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、審査員による審査（企画審査会）を行い、最も優れた評価を得た者を業務委託候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション（企画審査会）の日程

令和2年2月21日（金）予定（日時、場所等は別途連絡）

(3) 審査結果の通知

企画審査会実施後、速やかに企画提案書を提出した者全員に通知する。

(4) その他

- ①各審査委員の持ち点は100点とする。
- ②審査の結果が総評価得点の6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する（提案者が1者の場合は、総評価得点の6割以上であれば、業務委託候補者として確定する）。
- ③提出された提案書等の内容について、必要に応じて説明を求めることがあるので、あらかじめ留意すること。
- ④参加者からの選考理由及び結果に関する異議については応じない。

1.3 委託契約の方法

(1) 業務委託候補者と阿蘇くまもと空港ライナー運営協議会との間で最終的な契約内容を協議し、双方合意の上で委託契約を締結する。なお、この協議には、提出書類の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含むものとし、必要な契約条件が合意に至らない場合は、次点者と契約締結について協議を行うことがある。

(2) 業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ協議会の承諾を得ること。

1.4 留意事項

- (1) 企画コンペに係る一切の費用については、参加者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 本実施要領及び別添仕様書において、不明な点がある場合は、末尾問合せ先まで確認すること。
- (3) 次の①から③のいずれかに該当する場合、提出された企画提案書を無効とする場合がある。
 - ①関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかった場合
 - ②申請書に虚偽の内容が記載されている場合
 - ③その他、企画審査会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められる場合
- (4) 提出された企画提案書の取扱いは、次の①から③までによる。
 - ①一度提出のあった書類については、原則として差替えを認めない。
 - ②提案書は返却しない。
 - ③提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 企画審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、当該受託者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (6) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出する。
- (7) 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

提出先・問い合わせ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

阿蘇くまもと空港ライナー運営協議会事務局（担当 田島・一本）

（熊本県企画振興部交通政策・情報局 交通政策課内）

電話（096）333-2164 FAX（096）385-4815

E-mail ichimoto-m@pref.kumamoto.lg.jp